

【A-40】不登校について / 古豊 慶彦氏

- ・昭和40年頃（1960年代）・・・「不登校」という言葉はなかった
- ・school Reluctant, school phobia, school Refusalという海外の文献にある言葉から「学校恐怖症」「登校拒否」などと名付けられた

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

（平成28年12月14日公布、平成29年2月14日施行）

○不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある物（ただし「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」による物を除く）で年度間に30日以上登校しなかった児童生徒

○学校以外の場所でも適切な学習活動を行っている子どももいることを理解する必要があるという視点

○とにかく登校させるという視点から、休養が必要な子どもがいる、休むことも大事だということを理解する必要があるという視点
（相談体制の整備）

○関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする

相談を受けた際の紹介先や繋ぎ先の間口の広がり

転換

□子ども本人や家庭に要因がある

□どの子どもにも起こりうることとして捉え、同時に不登校という状況が継続すること自体は本人の進路や社会的自立のために望ましいことではない

転換

□「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること

○不登校の定義

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態

○ひきこもりのイメージ

- ・自分の部屋から全くでてこない⇒必ずしも、ひきこもり＝家の外に全く出てこないということではない
- ・事件を起こしそう⇒安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきである

※定義にある状態像やそれに付随するイメージのみにとどまるのではなく、その背景に目を向けそれに触れようとするのが大切

○私たちは不登校やひきこもりをどのように理解することができるのか？

◎不登校やひきこもりのカテゴリーにしばられずに、その人個人をしっかりと見つめること、そして彼らの言動の背景に何があるのかを考えること。社会的自立や社会とのつながりを目指す支援を行う際には相手の関係を大切にしながら、相手としっかりと合意をとって進めていくことが重要である